# 「景品表示法」と「特定商取引法」の法令遵守に関するアンケート集計 (概要)

東京都では、事業者の方々の景品表示法及び特定商取引法に関する法令遵守意識について実態を 知るため、事業者団体のご協力を得て、アンケート調査を実施しました。

# ーアンケート調査の実施概要ー

#### 《1》調査目的

消費者が適切に商品・サービスの選択ができる健全な市場を目指す東京都の施策検討のため、主に、「景品表示法」及び「特定商取引法」の2つの法令(以下、「2つの法令」という。)に対する取組を中心に、事業者の法令遵守活動の実態について調査した。

《2》調查対象

東京都に所在する事業協同組合を中心とする中小企業団体及び全国組織の事業者団体 計 549 機関 (一部民間企業)。

抽出に当たり、消費者との接点がある「景品表示法」「特定商取引法」に関わりがある等を考慮した。

《3》調查方法·期間

調査方法:郵送法によるアンケート調査(※9月下旬よりフォームメールでの回答も可能と した)

調査期間:平成26年9月2日~10月3日

《4》調査の回答数(平成26年10月3日時点)

回収結果:総返信数 259 機関(回収率 47.2%)

(参考)

# ☆景品表示法

○対象となる表示

事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に関して、消費者に対して行うすべての広告・表示

「 雑誌 インターネット等で行う広告 見本のほか 口頭による説明 商品本

雑誌、インターネット等で行う広告、見本のほか、口頭による説明、商品本体の表示も対象

- ○不当表示とは
  - ①優良誤認・・・商品・サービスについて実際よりも著しく優良であると誤認させる

(例:「カシミヤ 100%」と表示していたが、実際にはアクリル 100%の商品であった)

②有利誤認・・・価格や取引条件に関して実際よりも著しく有利であると誤認させる (例:「今だけ○割引」と表示しながら、「今」に限らず常時○割引していた)

# ☆特定商取引法

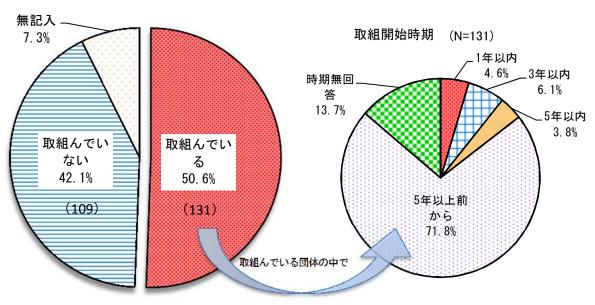
今回の調査では、中でも幅広く事業者が参入しやすい「通信販売」を対象としています。

「通信販売」においては、消費者が使用する媒体(雑誌、インターネット等)に、販売店名、連絡先など必ず記載しなければいけない事項を定め、申込内容及び返品制度について消費者が確認できるよう表示方法等にかかる決まりが定められています。

#### ー法令遵守の取組についてー

# 《2つの法令遵守の取組》

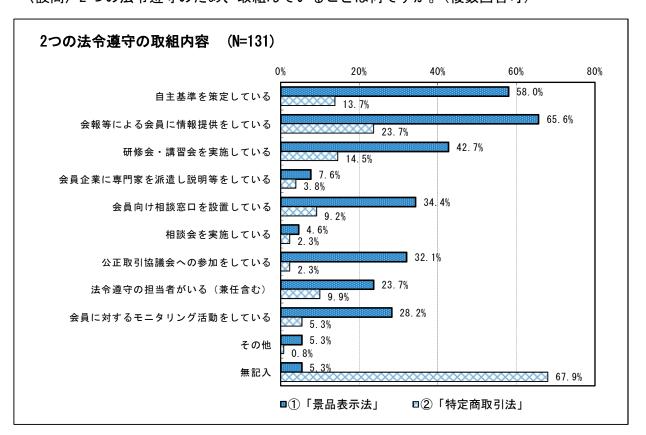
〈設問〉「景品表示法」と「特定商取引法」という2つの法令について、法令遵守のため、事業者 団体として何らかの取組を行っていますか。取組んでいる場合の開始時期はいつごろですか。



2つの法令遵守の取組 (N=259)

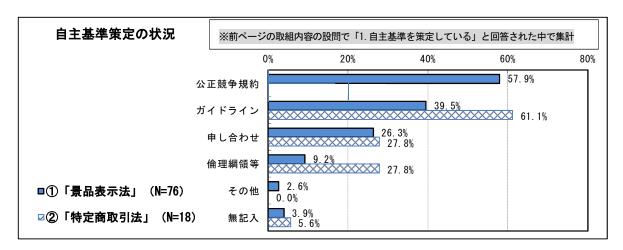
### 《2つの法令遵守の取組内容》

〈設問〉2つの法令遵守のため、取組んでいることは何ですか。(複数回答可)



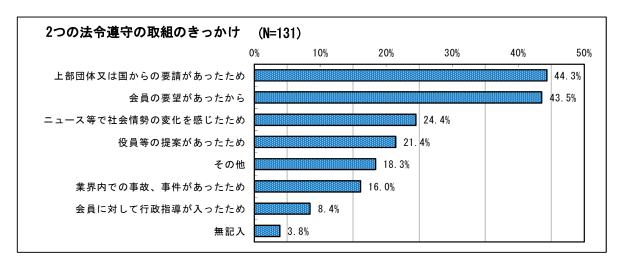
#### 《自主基準策定の状況》

〈設問〉2つの法令遵守に関して貴団体における自主基準策定の状況をお答えください。(複数回答可)



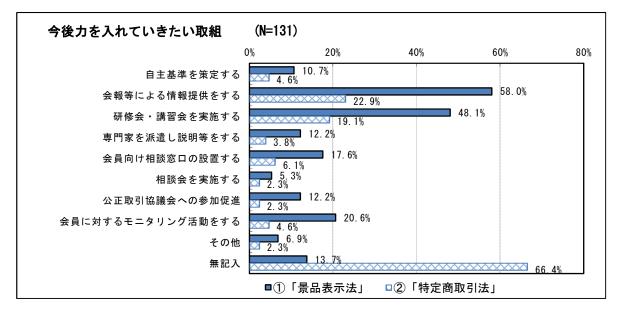
#### 《2 つの法令遵守の取組のきっかけ》

〈設問〉貴団体が2つの法令遵守の取組をはじめたきっかけについてお答えください。(複数回答可)



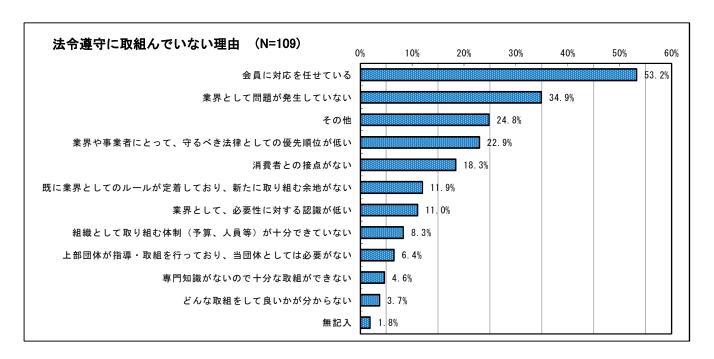
### 《今後力を入れていきたい取組》

〈設問〉貴団体に加盟する事業者全体が2つの法令遵守の意識をより高められるよう、 今後力を入れていきたい取組をお答えください。(複数回答可)



#### 《法令遵守に取組んでいない理由》

〈設問〉貴団体が取組んでいない理由をお答えください。(複数回答可)



### 《今後の意向》

〈設問〉貴団体における2つの法令遵守の取組について今後の意向をお聞かせください。(1つだけ)

※最初の設問で「取組んでいない」と回答した109票に「不明(無記入)」からの回答8票と複数回答者の14票が加わり計133票での集計としている

